



既存建物を使い続けていくための 諸制度見直し公開研究会



歴史的建造物の保存再生における

「その他条例」の可能性を探る 第2弾

日時：2015年7月11日（土） 13:30～17:00（13:00開場）

会場：JIA 建築家会館 本館 1階大ホール

（渋谷区神宮前 2-3-16 JIA 館 TEL:03-3408-7125）

歴史的建造物の保存再生に取り組むにあたり、建築基準法を始めとする既存の諸制度が再生と言う課題に必ずしも適合していないのではないか、という問題意識から、東京弁護士会・歴史的建造物部会と日本建築家協会（JIA）・再生部会では、共同で歴史的建造物の再生に関する諸制度を研究してきました。その中で、建築基準法3条1項三号に規定のある、いわゆる「その他条例」に着目し、昨年12月18日には『歴史的建造物の保存再生における「その他条例」の可能性を探る』と題した公開研究会を開催しました。今回は、「その他条例」により建築基準法の適用除外を行う場合に担保すべき建築物の安全性や、その検証方法に関して、実際に条例を運用されている京都市、神戸市の担当者もお招きして議論を深めたいと考えています。皆様の参加をお待ちしております。

主催：既存建物を使い続けていくための諸制度見直し研究会

共催：公益社団法人 日本建築家協会（JIA）再生部会

助成：公益財団法人 トヨタ財団

参加費：無料

対象：弁護士、建築家、歴史的建造物に係る専門家、本問題に関心のある方

問合せ：柳沢伸也（再生部会 部会長）

TEL：080-1132-4951 EMAIL：shinya@yanagisawa-archi.com

※「その他条例」とは、文化財等に対する建築基準法の適用除外が建築基準法第3条第1項三号により「文化財保護法もしくはその他の条例に基づく」として規定されている点に着目し、文化財保護法を根拠法令としない、例えば景観条例に類する条例により適用除外を行っている地方自治体の条例のことを言い、方法論としては非常に新しいものです。

